

# 名取市議会基本条例実施計画 最終報告書

(令和元年10月～令和6年1月)

名取市議会 議会運営委員会

令和5年12月

## < 目 次 >

1	はじめに	1
2	前期推進計画	2
3	中間評価	2
4	後期推進計画	3
5	最終評価	4～10
	(1) 市民と協働した開かれた議会	
	① 議案資料等のホームページ公開の検討	
	② 議会懇談会開催方法の再検討	
	③ 一般会議の実施スキーム等の作成	
	④ 関係団体懇談会開催方法の再検討	
	⑤ 請願及び陳情者への意見陳述機会の周知	
	⑥ 議決項目の追加検討	
	⑦ 参考人及び公聴会制度の再確認	
	(2) 公平性と透明性ある議会	
	① 政務活動費収支報告の公表範囲の検討	
	② 政務活動費の使途基準見直し	
	③ 政治倫理条例研修の実施	
	④ 議員報酬等適正化・議員の身分及び待遇について研究・検討	
	⑤ 議員間討議の実施スキーム等の作成	
	(3) 議会及び議会事務局体制の充実強化	
	① 議員研修方針・計画の策定	
6	まとめ	11
7	審議経過・委員名簿	12～16
8	整備した例規等	17～27

## 1 はじめに

名取市議会基本条例は、市民参加と開かれた議会を基本に、名取市議会の最高規範として平成 23 年 12 月に制定した。地方自治法に示される地方自治の本旨である二元代表制の一翼を担う「名取市議会」であるという責任と誇りを示し、さらに、公平・公正を旨とし、広く市民に開かれた市民参加型の議会運営を行うという決意を表すため、前文を設け、9 章 26 条及び附則で構成している。

議会基本条例第 26 条では、見直し手続として、議会運営委員会に対し、この条例の制定後も、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、不断に議会運営に係る評価を行わせるとともにこの条例の検証を行わせることを規定している。

基本条例の制定後、平成 26 年度及び令和元年度に議会基本条例第 26 条に基づき、議会運営委員会において、議会基本条例の評価及び検証を行った。

令和元年度の評価及び検証に当たっては、成果と課題を整理するとともに、これから本市議会が取り組むべき課題を「今後の方策案」として明確にするため、議会基本条例の実施計画を作成し、計画策定後は、名取市議会基本条例第 26 条に基づき、引き続き必要に応じて見直し等を行うこととした。

本実施計画では、検証・評価結果の「今後の方策案」から、本市議会が対応または着手すべき 16 事項を選定し、対象期間を令和元年 10 月から令和 4 年 1 月までとし、検討を進めてきた。

なお、この最終報告書は、改選後の令和 2 年 2 月から 4 年間の取組みに関して取りまとめたものである。

〔資料 1 議会基本条例実施計画〕

## 2 前期推進計画

本市議会がまず対応または着手すべき課題としては、具体的に「インターネット中継の対象拡大及び資料等のホームページ公開の検討（常任委員会・議員協議会）」、「閲覧用議案関係資料設置検討」、「議決項目の追加検討」、「政治倫理条例研修の検討・実施」、「議員報酬等適正化について研究・検討」、「蔵書整理と追加購入図書等の検討」、「図書室の環境整備検討」及び「検証評価結果の公表」の8項目が、実施計画に選定された。

実施計画の対象期間は、評価・検証作業完了後の2019年10月から2022年1月までとし、この約2年間において、選定した8項目について、定例会ごとに議会運営委員会を開催して検討・実施し、議会運営委員会の任期満了前に前期分実施計画の中間評価を行い、後期計画案を作成して、残りの項目は、また新たな体制で後期計画に基づき検討を行い、最後に4年間の評価をまとめていくという流れで進めることとした。

## 3 中間評価

議会基本条例実施計画推進スケジュールを基本に、「資料2 議会基本条例実施計画 中間評価」のとおり、定例会ごとに議会運営委員会を開催して検討を実施した。

## 4 後期推進計画

実施計画の前期期間における検討・実施を終え、残りの取組項目及び引き続き検討・実施を行う項目について、議会基本条例実施計画の後期欄に明記し、また新たな体制で実施計画に取り組んでいくこととした。

〔資料3 議会基本条例実施計画 後期推進計画〕

後期期間において本市議会が対応または着手すべき課題としては、具体的に「一般会議の実施スキーム等の作成」、「請願及び陳情者への意見陳述機会の周知」、「参考人及び公聴会制度の再確認」、「政務活動費収支報告の公表範囲の検討」、「政務活動費の使途基準見直し」、「議員報酬等適正化・議員の身分及び待遇について研究・検討」及び「議員研修方針・計画の策定」の7項目とした。

また前期期間で検討・実施した「議案資料等のホームページで公開の検討」、「議会懇談会開催方法の再検討」、「関係団体懇談会開催方法の再検討」、「議決項目の追加検討」及び「政治倫理条例研修の実施」についての5項目は、後期期間でも継続して検討・実施していくこととした。

さらに、現在既に実施済みまたは全期間を通して取り組むべき項目として「一問一答方式の確立」、「反問権の付与」、「重要施策に対する説明要求の実施」、「必要に応じた継続調査の実施」、「正副議長立候補者の所信表明の実施」、「会派理念・活動内容等の公開」、「議決機関・監視機関としての責務の再認識」、「議会運営参考図書の実践」、「研修等への積極的な参加」、「議会基本条例実施計画の進捗管理」及び「評価・検証の実施とその公表」については、期間を区切らず引き続き検討・実施していくこととした。

後期の対象期間は、新たな体制となる2022年2月から2024年1月までとし、この2年間において、新たに選定した7項目及び継続して検討する項目について、定例会ごとに議会運営委員会を開催して検討・実施し、議会運営委員会の任期満了前に4年間の評価をまとめていくという流れで進めることとした。

〔資料4 後期推進スケジュール〕

## 5 最終評価

令和元年8月に策定した名取市議会基本条例実施計画について、前期推進計画及び後期推進計画として検討を行い、4年間実施計画に取り組んできた。

〔資料5 議会基本条例実施計画 最終評価〕

前期推進計画の取組みに関しては、令和4年1月の中間報告書においてまとめているところである。

ここでは、後期推進計画の対応または着手すべき課題として挙げた7項目や、前期期間で検討・実施した5項目についても、継続して検討・実施していくこととしたため、その取組みに関して報告する。

(1) 市民と協働した開かれた議会
①議案資料等のホームページで公開の検討 閲覧用議案関係資料については、前期推進計画の中で設置を行ったが、議案資料等のホームページでの公開については、後期推進計画の中での検討課題としていた。
〈 検討結果 〉 ・執行部提出議案には資料が膨大であることや、今後導入する議会用タブレット端末及びペーパーレス会議システムとの関係が大きいことから、しかるべき時期に執行部へ要請を行う。

## ②議会懇談会開催方法の再検討

若年層の参加促進の面で課題となっていたことから、学生との意見交換をする機会について検討した。

### 〈 検討結果 〉

- ・議会懇談会の令和5年度の新たな取組みとして、公民館に加え、尚絅学院大学を会場に開催し、学生ならではの発想やまちづくりについて、意見交換をする。

## ⇒尚絅学院大学の学生と懇談会を実施



### ③一般会議の実施スキーム等の作成

これまで開催実績のない一般会議について再確認を行い、また課題解決のための方策として実施スキームの作成を検討した。

#### < 検討結果 >

- ・一般会議実施要綱（18～22 ページ）を作成する。

⇒令和5年1月1日から施行。ホームページで公開し周知。



### ④関係団体懇談会開催方法の再検討

新型コロナウイルス感染状況を考慮し、令和3年度は開催しなかった。令和4年度と令和5年度は、今後の状況を見据えて通常の方法で開催することが難しい状況の場合、オンライン開催なども含めた新たな手法について改めて検討することとした。

#### < 検討結果 >

- ・令和4年度と令和5年度は、通常の方法で開催する。



### ⑤請願及び陳情者への意見陳述機会の周知

意見陳述については、本会議において活用の実績はなかったため、改善・拡充すべき課題であった。課題解決の今後の方策案として、請願及び陳情者への意見陳述機会の周知をすることとして検討した。

#### < 検討結果 >

- ・請願（陳情）提出者による意見陳述実施要領（23・24 ページ）を作成。
- ・申出があった場合は、議会事務局から案内することで周知を図る。
- ・活用が想定される機会として、常任委員会における審査等において運用する。その中で課題が生じた際は、再度検証していく。

⇒意見陳述実施要領を作成。ホームページで公開し周知。  
建設経済常任委員会において、意見陳述の実施実績あり。



### ⑥議決項目の追加検討

各種基本計画やネーミングライツについて検討が必要であると、課題解決のための今後の方策案として、議決項目の見直しについて議会運営委員会で協議対応することとしていた。

#### < 検討結果 >

- ・時間をかけて研究すべき事項であり、引き続き検討していく。
- なお、議決事項にならない重要な案件については、議会としての意思を表明できる機会が必要であると考え、議員間討議を必要に応じスムーズに実施できるよう手続等の整理を行う。

⑦参考人及び公聴会制度の再確認

条例等において、活用することができるとされているものの、これまで実績がなかった。その取組について再度検討する必要があるとし、課題解決のための今後の方策案として、市民の識見を議会の討議に反映させるべく、参考人及び公聴会制度を再確認することとして検討した。

＜ 検討結果 ＞

- ・ 県内他市議会における参考人招致の事例を確認する。
- ・ 常任委員会における付託議案審査等において、参考人招致が必要と判断する場合は、委員会条例に沿って手続きを進める。  
(定例会初日に付託議案の審査日程で協議)

(2) 公平性と透明性ある議会

①政務活動費収支報告の公表範囲の検討

既に政務活動費収支報告は公表済みであるが、領収書など公表する範囲について検討した。

＜ 検討結果 ＞

⇒令和4年度分から領収書などもホームページで公開。

科目	金額	備考(主な支出の内訳)
調査研究費	329,999	RS.1.24-1.26 協議卓員野澤市、高瀬市、うるま市 139,011円
		研修費 2,051円
研修費	0	
広報費	0	
広報費	0	
研修・講演活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	40,219	コピー代、事務用消耗品 226,051円
資料購入費	16,522	書籍代 118,751円
人件費	0	
事務費等	0	
合計	366,740	

政務活動費領収書整理票

科目：資料購入費 金額：16,522円

No. 19

46.0 宛先: 46.9 宛先: No. 27 宛先: No. 28 宛先:

紀伊國屋書店 お届け明細書

品名	数量	単価	総額
政治経済学入門の政治経済学	1	1,700	1,700
政治学入門	1	2,522	2,522
小計			4,222
140円未満 送料			2,200
140円未満 送料			300
送料			2,200

領収書 44,280-

## ②政務活動費の使途基準見直し

政務活動費の使途基準見直しについて検討した。

### 〈 検討結果 〉

- ・電子図書の購入の可否について、会派内で共有する端末にダウンロードして活用できる場合は可とするが、議員個人の端末にダウンロードする場合は不可とする。
- ・そのほかは、現状のままとするが、今後も必要に応じて使途基準の見直しの検討を行う。

## ③政治倫理条例研修の実施

市民の代表者及び奉仕者として、信頼に値する倫理性を自覚し品位を保持するため、議員全員が改めて政治倫理条例について学ぶ機会を設け、理解を深めることを目的として、研修の実施を検討した。

### 〈 検討結果 〉

- ・令和2年2月名取市議会議員研修会の中で実施。
- ・令和5年1月亙理名取地区市町議会連絡協議会の議員研修会の中で実施。



④議員報酬等適正化・議員の身分及び待遇について研究・検討

全国的に問題となっている地方議会議員の成り手不足について、本市議会においても課題となる可能性がある。本市は人口増が続いている一方で、議員定数の削減等により、議員1人当たりの活動は増加傾向にある。議員報酬や議員定数等の在り方について広く意見を聴取することや、議員の身分及び待遇に関する事項について研究・検討した。

〈 検討結果 〉

- ・議員定数は現状のままとし、議員報酬は、新型コロナウイルス感染症が収束し、経済が回復した後に見直しを考える。
- ・改選後に議論をスタートできるよう引継いでいく。

⑤議員間討議の実施スキーム等の作成

議員間の自由な討議を行う機会が少ないといった課題があったことや、令和4年12月定例会の議案がきっかけで、議員間討議を実施してほしい旨の申し出があったことから、後期推進計画に追加すべき事項として協議することとし、必要に応じてスムーズに実施できるよう、手続き等の整理を行い、実施スキームの作成を検討した。

〈 検討結果 〉

- ・議案に関するものと議案以外の懸案事項等に関するものに分けて整理し、名取市議会運営等に関する申し合わせ事項に追加した。(25～27 ページ)

(3) 議会及び議会事務局体制の充実強化

①議員研修方針・計画の策定

議員の資質、政策形成能力、政策立案能力向上のため、積極的に議員研修を行うため、研修方針及び研修計画を策定し、積極的な受講を推進することについて検討した。

〈 検討結果 〉

- ・名取市議会議員研修計画を作成し、研修実施計画に基づき各種研修に参加する。
- ・常任委員会管外行政視察研修の実施に当たっては、事前研修・本研修・実施報告という形を統一して行う。

## 6 まとめ

名取市議会基本条例の制定後、これまで評価及び検証作業を二度行ってきた。令和元年8月に作成した議会基本条例実施計画に関しては、この約4年間で前期推進計画及び後期推進計画で取り組むべき課題を整理し、見直してきた。議会運営委員会や図書室運営委員会、会派代表者会議、会派協議会で協議を重ね、各議員が議会基本条例の認識を深め、議会運営における課題を把握する意味において、大きな意義があった。そして、洗い出した課題について検討を重ね、新たな例規等を整備したこと、大学生を対象にした議会懇談会を新たに開催するなど、様々なことに取り組むことができた。

また、協議を重ねていく中で、実施計画にはなかった議員間討議の実施について、後期推進計画に追加して協議すべきとし、議員相互間での自由な討議をより積極的に行うことができるよう、手続きの整理をした。(別紙 25～27 ページ)

市民と情報や意見を交換する機会の充実に向けて検討ができたことは、今後につながる大きな収穫である。議会基本条例は、議会における最高規範であり、より市民に身近で信頼される議会となるために、今後も一体となって改善に取り組んでいくことが重要であることを再認識した。

7 審議経過・委員名簿  
(審議経過) 前期期間

	開催日	審議内容
1	令和2年9月1日	議会運営委員会 ① ・名取市議会基本条例の評価及び検証結果について ・名取市議会基本条例実施計画の進め方について
2	令和2年9月23日	議会運営委員会 ② ・名取市議会基本条例実施計画の進め方について
3	令和2年11月30日	議会運営委員会 ③ ・傍聴者用議案関係資料の提供について
4	令和2年12月14日	図書室運営委員会 ・議会図書室の蔵書充実・整理について ・市民利活用のための環境整備について
5	令和3年2月17日	議会運営委員会 ④ ・本会議以外のインターネット中継について ・議案資料等のホームページでの公開について ・議決項目の見直しについて
6	令和3年3月16日	議会運営委員会 ⑤ ・本会議以外のインターネット中継について ・議案資料等のホームページでの公開について ・議決項目の見直しについて
7	令和3年8月31日	議会運営委員会 ⑥ ・議会懇談会開催方法の見直しについて ・関係団体等懇談会の実施について
8	令和3年12月9日	議会運営委員会 ⑦ ・実施計画中間評価について ・後期推進計画(案)について
9	令和4年1月12日	議員全体会議 ・名取市議会基本条例実施計画について 中間報告書提出・公表 ・議会運営委員会委員長から議長へ報告しホームページで公表

(審議経過) 後期期間

	開催日	審議内容
1	令和4年3月4日	議会運営委員会 ① ・名取市議会基本条例実施計画の進め方について
2	令和4年4月28日	会派協議会 ① ・議員研修方針及び研修計画について
3	令和4年6月16日	議会運営委員会 ② ・請願及び陳情者による意見陳述機会の付与について ・参考人及び公聴会制度の活用について
4	令和4年7月15日	議会運営委員会 ③ ・議会懇談会について ・請願及び陳情者による意見陳述機会の付与について ・参考人及び公聴会制度の活用について
5	令和4年9月2日	議会運営委員会 ④ ・一般会議の実施について ・議案資料等のホームページでの公開について
6	令和4年12月5日	議会運営委員会 ⑤ ・一般会議の実施について ・議決項目の見直しについて
7	令和4年12月14日	議会運営委員会 ⑥ ・議決項目の見直しについて
8	令和5年2月16日	議会運営委員会 ⑦ ・議員間討議の実施について
9	令和5年3月7日	会派代表者会議 ① ・政務活動費収支報告の公表範囲の検討について ・政務活動費の使途基準の見直しについて ・議員報酬等適正化・議員の身分及び待遇について

10	令和5年3月14日	議会運営委員会 ⑧ ・議員間討議の実施について
11	令和5年3月15日	会派代表者会議 ② ・政務活動費収支報告の公表範囲の検討について ・政務活動費の使途基準の見直しについて ・議員報酬等適正化・議員の身分及び待遇について
12	令和5年5月22日	会派協議会 ② ・議員研修方針及び研修計画について
13	令和5年8月9日	議会運営委員会 ⑨ ・議会懇談会について
14	令和5年11月30日	議会運営委員会 ⑩ ・実施計画最終評価について
15	令和5年12月12日	議会運営委員会 ⑪ ・実施計画最終評価について
16	令和5年12月15日	最終報告書提出・公表 ・議会運営委員会委員長から議長へ報告しホームページで公表



(委員名簿) 前期期間 (2019年10月～2022年1月)

委員会	役職	氏名
議会運営委員会	委員長	佐々木 哲 男
	副委員長	大 友 康 信
	委員	熊 谷 克 彦
	委員	千 葉 栄 幸
	委員	菅 原 和 子
	委員	小野寺 美 穂
図書室運営委員会	委員長 (議長)	長 南 良 彦
	委員 (副議長)	佐 藤 正 博
	委員 (総務消防常任委員会委員長)	菊 地 忍
	委員 (建設経済常任委員会委員長)	小野寺 美 穂
	委員 (民生教育常任委員会委員長)	大久保 主 計

(委員名簿) 後期期間 (2022年2月～2023年9月28日)

委員会	役職	氏名
議会運営委員会	委員長	大 友 康 信
	副委員長	菅 原 和 子
	委員	熊 谷 克 彦
	委員	笹 森 波
	委員	千 葉 栄 幸
	委員	荒 川 洋 平

(委員名簿) 後期期間 (2023年9月28日～2024年1月)

委員会	役職	氏名
議会運営委員会	委員長	菅原 和子
	副委員長	笹 森 波
	委員	熊 谷 克彦
	委員	千 葉 栄幸
	委員	板 橋 美保
	委員	長 南 良彦

※令和5年9月28日議員辞職により、後期期間の議会運営委員会について構成替えを行う。

会 議	会派代表者	氏 名
会派代表者会議	議 長	菊 地 忍
	副 議 長	佐々木 哲 男
会派協議会	日本共産党議員団	小野寺 美 穂
	公明名取	菅 原 和 子
	青雲倶楽部	山 田 龍太郎
	創 政 会	長 南 良 彦
	名 和 会	吉 田 良
	明誠クラブ	佐 藤 正 博

## 8 整備した例規等

- ・名取市議会一般会議実施要綱 . . . . . 18～22
- ・請願（陳情）提出者による意見陳述実施要領 . . . . . 23・24
- ・議員間討議に関する事項 . . . . . 25～27

（名取市議会運営等に関する申し合わせ事項改正）

## ○名取市議会一般会議実施要綱

令和4年12月5日  
議会運営委員会決定

### (目的)

第1条 この要綱は、名取市議会基本条例（名取市条例第35号）第10条の規定により設置する一般会議の開催及び運営等に関し、必要な事項を定める。

### (一般会議の開催時期等)

第2条 一般会議は、2人以上の議員から議長に開催の申し出があった場合又は市内で活動している構成員5人以上の団体等（宗教、政治及び公益を害するおそれのある活動を目的とした団体等を除く。以下「団体等」という。）から議長に開催の申込みがあった場合において、議長は、議会運営委員会に諮り、必要と認めるときに開催する。

2 一般会議の開催を希望する議員は、開催を希望する日のおおむね30日前までに名取市議会一般会議申出書（様式第1号）を議長に提出するものとする。なお、当該申出書の記載事項については、議員と団体等において協議のうえ記載するものとする。

3 一般会議の開催を希望する団体等は、開催を希望する日のおおむね30日前までに名取市議会一般会議申込書（様式第2号）を議長に提出するものとする。なお、一般会議の議題についての参考資料があれば、添付するものとする。

4 一般会議は、原則として、団体等と個別に開催する。

### (一般会議の運営)

第3条 一般会議は、原則公開とする。

2 議長は、出席する議員について、議会運営委員会に諮り、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会等を決定する。

3 一般会議の議題は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市議会に関すること。

(2) 市政に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市の重要な事項に関すること。

4 一般会議における座長は、出席者が協議して決定する。

5 一般会議には、原則として、市長及び関係部課長の出席を求めないこととする。ただし、議長が必要と認めたときは、市長及び関係部課長に対し、出席を求めることができる。

6 一般会議の会場は、原則として名取市議事堂3階委員会室とする。ただし、団体等が希望する場所の会議室とすることができる。

7 一般会議の開催時間は、原則として一般会議の開催を希望する議員又は団体等が指定する日時とし、おおむね2時間程度とする。なお、その詳細は、議会運営委員会で協議し、決定する。

8 一般会議の次第は、おおむね次のとおりとする。

(1) 議題等の説明

(2) 質疑応答

(3) 意見交換

(記録)

第4条 一般会議の記録は、出席者の発言の要旨を要点筆記又は音声録音により行うものとする。

(報告等)

第5条 出席した委員会の委員長は、一般会議終了後速やかに、前条の記録に基づき、名取市議会一般会議報告書(様式第3号)を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項により作成した一般会議報告書については、その写しを市議会ホームページに掲載し、当該一般会議に出席した団体等に配布するとともに、概要を議会だよりで公表する。

3 一般会議終了後、市政に対する意見提言で重要なものは、議長が市長に通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り、決定する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

名取市議会一般会議申出書

年 月 日							
名取市議会議長 あて							
名取市議会議員 _____ (印) _____ (印)							
名取市議会一般会議実施要綱第2条第2項の規定により、一般会議の開催を申し出ます。							
対象団体等	・団体等名 _____ ・団体等の住所 _____ ・代表者の氏名 _____ ・連絡先電話番号 ( ) _____						
会議の議題	_____						
希望日時	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">第1希望</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日( ) 時 分～ 時 分</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第2希望</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日( ) 時 分～ 時 分</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第3希望</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日( ) 時 分～ 時 分</td> </tr> </table>	第1希望	年 月 日( ) 時 分～ 時 分	第2希望	年 月 日( ) 時 分～ 時 分	第3希望	年 月 日( ) 時 分～ 時 分
第1希望	年 月 日( ) 時 分～ 時 分						
第2希望	年 月 日( ) 時 分～ 時 分						
第3希望	年 月 日( ) 時 分～ 時 分						
参加関係団体等名	_____						
参加予定人数	_____ 人						
開催場所	_____						

## 名取市議会一般会議申込書

年    月    日													
名取市議会議長    あて													
団 体 等 名    _____													
団体等の住所    _____													
代表者の氏名    _____ ⑩													
連絡先電話番号    _____ (    )													
名取市議会一般会議実施要綱第2条第3項の規定により、一般会議の開催を 申し込みます。													
会議の議題													
希望日時	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第1希望</td> <td style="width: 15%;">年    月    日( )</td> <td style="width: 15%;">時    分～</td> <td style="width: 15%;">時    分</td> </tr> <tr> <td>第2希望</td> <td>年    月    日( )</td> <td>時    分～</td> <td>時    分</td> </tr> <tr> <td>第3希望</td> <td>年    月    日( )</td> <td>時    分～</td> <td>時    分</td> </tr> </table>	第1希望	年    月    日( )	時    分～	時    分	第2希望	年    月    日( )	時    分～	時    分	第3希望	年    月    日( )	時    分～	時    分
第1希望	年    月    日( )	時    分～	時    分										
第2希望	年    月    日( )	時    分～	時    分										
第3希望	年    月    日( )	時    分～	時    分										
参加関係 団体等名													
参加予定人数	人												
開催場所													

様式第3号（第5条関係）

## 名取市議会一般会議報告書

年 月 日

名取市議会議長 あて

名取市議会 委員会

委員長

印

開催日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
開催場所	
会議の議題	
出席議員名	
参加関係 団体等名	
参加団体等 の人数	人
傍聴人数	人
発言者名	主な発言要旨等



## ○請願（陳情）提出者による意見陳述実施要領

名取市議会では、議会に提出された請願及び陳情について、提出者より意見陳述の機会の申し出がなされた場合又は議会から付託を受けた委員会において提出者の意見陳述が必要であると認める場合に、会議において、意見陳述の機会を設けています。

意見陳述の際には次の事項に留意してください。

### 1 意見陳述とは

請願（陳情）を提出した請願（陳情）者が、請願（陳情）を審査する委員会において、請願（陳情）を提出するに至った思いや意見を直接述べることです。

### 2 意見陳述の申し出

請願（陳情）の意見陳述を希望される場合は、請願（陳情）を提出される際に、所定の意見陳述申出書に必要事項を記載し、議会事務局に提出してください。

### 3 意見陳述の方法

#### （1）実施時期

審査する委員会の日程にあわせて、請願（陳情）の審査前に実施します。事前に目安となる日時をお知らせしますが、当日の進行状況により、意見陳述をしていただく時間が前後することをご了承ください。

#### （2）意見陳述できる人数

請願（陳情）1件につき、提出者の中から1名とします。ただし提出者の中から1名まで補助員として同席できます。

#### （3）意見陳述できる時間

請願（陳情）1件につき、5分以内とします。意見陳述が終わりましたら退席していただきます。

#### （4）質疑

委員から陳述者に質疑することがありますが、陳述者から委員への質疑はできません。

#### （5）資料の配布

委員会において参考資料の配布を希望する場合は、委員長の許可が必要ですので、委員会審査の前日までに議会事務局まで申し出てください。

#### （6）その他

委員会の審査は原則公開です。会議録において意見陳述者の氏名や発言内容を記録し、公開します。

費用弁償はありません。意見陳述に係る一切の費用は意見陳述者の負担となります。

<名取市議会事務局 TEL 384-2109（直通）>

年 月 日

名取市議会議長 あて

請願・陳情（代表）者 住 所

（団体名）

（ふりがな）

氏 名

（電話番号）

印  
（署名又は記名押印）

### 意見陳述申出書

年 月 日に提出した請願・陳情について意見陳述を希望します。

#### 1 請願・陳情名

--

#### 2 意見陳述を行う方の氏名等（上記氏名と意見陳述者が異なる場合のみご記入ください。）

住 所			
（ふりがな） 氏 名		電話番号	

#### 3 補助者の氏名等

※請願・陳情の提出者のうち、意見陳述者以外で同席を希望する場合のみご記入ください。

住 所			
（ふりがな） 氏 名			

#### 4 希望する連絡方法

※上記代表者住所に文書で送付しますが、それ以外に希望する場合のみご記入ください。

電 話（電話番号：		）
ファックス（ファックス番号：		）
メ ー ル（メールアドレス：		）

#### 【意見陳述時の注意事項】

- (1) 決められた発言時間を守ってください。
- (2) 当該請願・陳情の趣旨説明の範囲を超えた発言を行わないでください。
- (3) 個人情報に関する発言や公序良俗に反する発言、特定の政党、会派、議員、個人等の中傷や、名誉を棄損する発言を行わないでください。
- (4) 会議の秩序を乱し又は会議の妨害となる行為をしないでください。
- (5) 意見陳述の開始時刻は、目安となる時刻を連絡しますが、当日の委員会の進行状況により前後いたしますので、ご了承願います。
- (6) 補助者の同席については事前に議会事務局にお問い合わせください。

## ○名取市議会運営等に関する申し合わせ事項

平成21年10月30日  
議会運営委員会決定

改正 平成22年4月1日議会運営委員会決定  
平成23年1月6日議会運営委員会決定  
平成23年5月24日議会運営委員会決定  
平成27年2月20日議会運営委員会決定  
平成27年4月24日議会運営委員会決定  
平成28年8月5日議会運営委員会決定  
令和元年12月11日議会運営委員会決定  
令和5年3月14日議会運営委員会決定

(名取市議会運営等に関する申し合わせ事項より、議員間討議に関する事項を抜粋)

### VI 議員間討議に関する事項

#### 1 基本的事項

- (1) 議員間討議は議員協議会にて行うものとする。
- (2) 議員間討議は原則として、市長及び関係部課長の出席を求めないこととする。  
ただし、議長が必要と認めたときは、市長及び関係部課長に対し、出席を求めることができる。

#### 2 議員間討議の申出

- (1) 議案に関する議員間討議の実施を求める議員は、本会議での議案に対する質疑の後、討論の前に、議員間討議を行うための休憩の動議を行い（他に2人以上の賛成者で動議成立）、起立採決により可決となった場合、本会議を休憩して議員協議会を開催する。（会規15）
- (2) 議案以外の懸案事項等に関する議員間討議の実施を求める議員は、他に2人以上の賛成者とともに、議員間討議申出書（別記様式）を議長宛提出する。議員協議会の開催は、議会運営委員会において協議した上で、議長が会議開催のおおむね1週間前までに議員へ通知し招集することを基本とするが、急を要すると議長が認めた場合は、この限りではない。

【 議員間討議の流れ 】

(1) 議案に関するもの

本 会 議	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 質疑</li> <li>2 休憩の動議 (他に2人以上の賛成者で動議成立、起立採決で動議決定)</li> <li>3 休憩の宣告(暫時休憩・予鈴再開) <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員は議員協議会室へ移動</li> <li>・執行部は一旦退場</li> </ul> </li> </ol>
-------------	---



議 員 協 議 会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議員間討議を実施する旨の宣告</li> <li>2 議員間討議の開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申出者が冒頭に論点の説明を行う</li> <li>・討議時間は、1議題につきおおむね30分以内 (議長等において時間延長が必要と判断した場合は延長可能)</li> <li>・発言時間は、1回の発言につきおおむね3分以内</li> <li>・特定の個人及び会派を非難し、侮辱し、又は宣伝する発言は禁止</li> <li>・傍聴は可とし、中継や録画配信は行わない</li> </ul> </li> <li>3 議員間討議の終結</li> </ol>
-----------------------	--



本 会 議	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 再開(予鈴で執行部再入場)</li> <li>2 討論</li> <li>3 採決</li> </ol>
-------------	---

(2) 議案以外の懸案事項等に関するもの

議 員 協 議 会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議員間討議申出書を議長宛提出(他に2人以上の賛成者が必要)</li> <li>2 議会運営委員会で開催について協議</li> <li>3 議長から会議開催の1週間前までに全議員へ招集通知</li> <li>4 以降は上記(1)議案に関するもののうち《議員協議会》部分と同様の流れ <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長から要請された協議事項がある場合は、その協議事項が終了した後、執行部は退席して実施</li> </ul> </li> <li>5 討議結果の活用として、必要に応じて執行部へ申し入れを行う</li> </ol>
-----------------------	---

(様式1)

## 議員間討議申出書

年 月 日

名取市議会議長 あて

申出者 議員氏名 ⑩

賛成者 議員氏名 ⑩

〃 〃 ⑩

名取市議会運営等に関する申し合せ事項Ⅵの規定により、次のとおり申出ます。

討議の議題	
討議の論点 (任意記載)	